

資格決定書

資格の決定を求めた議員 つかこしたかのり 議員
資格の決定を求められた議員 つかこしたかのり 議員

つかこしたかのり議員の議員資格について、次のように決定する。

1 決 定

被選挙権を有する。

2 理 由

別紙のとおり

令和4年6月10日

市川市議会

つかこしたかのり議員の議員資格の有無に係る決定の理由は、次のとおりである。

○ 目 次

- 第 1 資格審査特別委員会の設置の経緯
- 第 2 審査の趣旨
- 第 3 運営の方法
- 第 4 開催及び審査の状況
- 第 5 提出された記録等
- 第 6 証人尋問
- 第 7 委員外議員の発言
- 第 8 被要求議員による一身上の弁明
- 第 9 調査を委任した弁護士の報告書
- 第 10 審査の過程で述べられた意見
- 第 11 本会議における決定

○ 略称について

本資格決定書理由において使用する略称は、次のとおりとする。

市川市議会議長：議長

資格審査特別委員会：本特別委員会

資格審査特別委員会委員長：委員長

資格審査特別委員会副委員長：副委員長

資格審査特別委員会委員：委員

つかこしたかのり議員の実父：父

つかこしたかのり議員の実母：母

つかこしたかのり議員の妻：妻

父が市川市宮久保に所有する住居又はその所在地：宮久保実家

宮久保実家の建物のうち母屋：母屋

宮久保実家の建物のうち離れ：離れ

つかこしたかのり議員が埼玉県三郷市早稲田に所有する住居又はその所在地：三郷市住居

つかこしたかのり議員が市川市宮久保に所有する住居又はその所在地：宮久保新居

平成31年4月21日執行の市川市議会議員一般選挙：本件選挙

地方自治法（昭和22年法律第67号）：地自法

公職選挙法（昭和25年法律第100号）：公選法

○ 日付の表記について

本資格決定書理由において使用する日付は、引用元の資料の記載等にかかわらず、和暦により表示する。

第1 資格審査特別委員会の設置の経緯

つかこしたかのり議員（以下「つかこし議員」という。）は、本件選挙に当選し、令和元年5月2日から令和5年5月1日まで任期を有する市川市議会議員である。

議員の資格については、後述するとおり被選挙権を有することが就任の要件であり、かつ、在職の要件でもあるところ、つかこし議員は、令和3年3月8日、自らの被選挙権の有無について市民及び議員に疑問を生じさせているとして、議長に資格決定要求書を提出し、この疑問を払拭するため議会において自らの被選挙権の有無を決定するよう要求した。

本特別委員会は、当該要求に伴い設置され、15名の委員により、令和3年3月11日から令和4年6月6日までの間、15回にわたりつかこし議員の資格について慎重な審査を行った。

本特別委員会に関する設置の経緯等は、おおむね次のとおりである。

1 設置に至る経緯

- (1) 平成25年8月から10月頃 つかこし議員が結婚を機に宮久保実家から埼玉県三郷市に転出した。
- (2) 平成28年2月 つかこし議員に次男が誕生した。なお、次男には生まれつきの持病があった。
- (3) 平成29年3月 つかこし議員が三郷市住居を購入し、住民票を三郷市住居に異動した。
- (4) 平成29年10月頃 つかこし議員が三郷市住居と宮久保実家との間を行き来するようになった。
- (5) 平成30年2月 つかこし議員が単身で宮久保実家に転居し、同所に住民票を異動した。
- (6) 平成31年1月 つかこし議員が本件選挙のため市川市宮久保において選挙事務所を開設した。
- (7) 平成31年4月21日 つかこし議員が本件選挙に当選した。

(8) 令和2年12月頃 つかこし議員が宮久保新居を購入し、同所に住民票を異動した。また、同所に住民票を異動した妻子と共に同所で居住を開始した。

(9) 令和3年2月5日 つかこし議員が、同年1月30日にインターネット上の掲示板に居住の実態に関する疑義が投稿されたことについて、松永修巳氏の聞取りを受けた。

(10) 令和3年2月21日 市川市に在住する者から議長及び各会派の代表者宛に、つかこし議員の居住実態に係る調査を要望する文書が送付された。その内容は、次のとおりである。

「塚越崇徳議員が埼玉県三郷市に居住し、市川市に居住実態がないのに市議会議員として議員報酬を受け取っていたとの話を聞きました。事実なら市民を愚弄していると言わざるを得ません。市議会として塚越崇徳議員に対し徹底した厳正な調査を行い真相究明されますようお願いいたします。」

(11) 令和3年3月4日 上記同年2月21日送付文書への対応を協議するため、各派代表者会議が開催された。

(12) 令和3年3月8日 つかこし議員が、議長に対し自身の議員資格に係る資格決定要求書を提出した。このことに伴い本特別委員会が設置された。

(13) 令和3年3月11日 議長によって本特別委員が指名された。

2 本特別委員会の構成

委員長 加藤 武央

副委員長 堀越 優

委員 清水 みな子、廣田 徳子、久保川 隆志、
細田 伸一、青山 ひろかず、大久保 たかし、
石原 よしのり、秋本 のり子、かつまた 竜大、
西村 敦、松永 鉄兵、荒木 詩郎、稲葉 健二

3 調査権の付与

令和3年3月11日、議会の議決により、地自法第98条第1項及び第100条第1項の規定による調査の権限が委任された。

4 専門的事項に係る調査権の付与

令和3年9月11日、議会の議決により、地自法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の権限が委任された。

5 調査経費について

- (1) 令和2年度 10万円以内（令和3年3月11日議決）
- (2) 令和3年度 300万円以内（100万円について令和3年3月11日議決、200万円について同年9月13日議決）

第2 審査の趣旨

本特別委員会は、議員の資格に関する地自法及び公選法の規定並びにこれらの規定に係る解釈に準拠し、つかこし議員の生活の本拠が本件選挙の執行の3か月前から本特別委員会における決定に至るまで市川市内に置かれていたか否かに着目して審査を行った。

議員の資格に関する地自法及び公選法の規定並びにこれらの規定に係る解釈は、次のとおりである。

(1) 議員の資格に係る失職について

地自法第127条第1項 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき（中略）は、その職を失う。その被選挙権の有無（中略）は（中略）、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の3分の2以上の多数によりこれを決定しなければならない。

(2) 地自法第127条第1項「被選挙権を有しない者」の意義について（松本英昭「新版逐条地方自治法第9次改訂版」（学陽書房）478頁参照）

- ① 議員に就任後被選挙権を失い、現在これを有しない者
- ② 就任（選挙）当時から引き続き現在まで被選挙権を有していな

い者

- ③ 現在は被選挙権を有しているが就任（選挙）当時又はその後において被選挙権を有しない事実のあった者

(3) 議員の被選挙権について

公選法第9条第2項 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

公選法第10条第1項 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

(1)～(4) (略)

(5) 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの

(6) (略)

(4) 公選法第9条第2項「住所」の意義について（最高裁判所判決平成9年8月25日集民第184号1頁）

「生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」

(5) 最高裁判所平成9年8月25日判決中「生活の本拠」の意義について（選挙制度研究会編「実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法第16次改訂版」（ぎょうせい）28頁参照）

「その認定は客観的な事実によって判断することが必要である。現実には、他に特別の事情がない限り、「現に起臥しているところ」に住所があるものと認定できよう。その他住所の認定に当たり考慮されるべき事情としては、夫婦関係、事業の所在、勤務関係、納税関係、郵便物の受配関係、戸籍関係、社交儀礼関係、政治生活関係等があげられる。」

第3 運営の方法

本特別委員会は、運営の方法について次のとおり決定した。

1 本特別委員会の運営について

- (1) 会議は、原則として公開するものとし、傍聴等については、2のとおりとする。ただし、会議において取り扱う事項の性質上会議を公開することが適当でない場合には、傍聴を許可せず、また、会議を秘密会とする。
- (2) 会議の日程は、あらかじめ告知する。
- (3) 会議録は全文記録とし、原則として公表する。(※)
- (4) 地自法第100条第1項の規定に基づく関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求については、3のとおり行う。
- (5) 会議における委員の発言は、挙手により行う。
- (6) 本特別委員会に対する取材には、委員長及び副委員長において対応する。
- (7) 上に掲げる事項のほか、本特別委員会の運営について疑義の生じた事項は、その都度会議に諮り決定する。

※ 令和4年4月11日の委員会において、本特別委員会の審査において多くの個人情報が出たことを踏まえ、本特別委員会の会議記録は市議会ホームページにおいて公表せず、市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）の規定により公文書公開請求がなされた場合に、個人情報等の非公開情報を除き公開する取扱いとするよう議長に申し入れる旨を決定した。

2 資格審査特別委員会傍聴等要領

(1) 傍聴人について

ア 傍聴希望者は、議会事務局において受付を行い、傍聴券及び傍聴章の交付を受けるものとする。

イ 傍聴人の定員は、原則として7人とする。ただし、委員長は、状況に応じ8人以上の傍聴を許可することができる。

ウ 傍聴人は、傍聴中は傍聴章を付け、傍聴終了後は傍聴券及び傍聴章を議会事務局に返却するものとする。

エ 傍聴人は、撮影及び録音をすることはできない。

(2) 報道関係者について

ア 報道関係者は、事前に委員長の許可を得て入室するものとする。

イ 報道関係者の入室は、人数を制限しない。

ウ 写真及び動画の撮影は、開会前に限り認める。

(3) 委員会資料について

本特別委員会において委員全員に配付した資料は、非公開情報を除き、傍聴人及び報道関係者のうち希望者に配付することができる。

3 資格審査特別委員会調査要領

(1) 証人の出頭請求

ア 関係人の出頭及び証言を請求する場合は、本特別委員会の決定により、議長に対し、関係人に出頭請求書を送付するよう求める。

イ 出頭請求書は、出頭日の5日前までに、配達証明郵便により送付する。

ウ 出頭請求を受けた者が補佐人同伴申出書により補佐人の同伴を申し出た場合には、本特別委員会の決定により、補佐人1名（原則として弁護士とする）を同伴して出頭することができる。

エ 出頭請求を受けた者が出頭を拒否する場合には、正当の理由の存否を本特別委員会において決定する。

(2) 証人尋問

ア 証人は、証人尋問の開始前に宣誓を行う。

イ 証人席は、副委員長席の隣の席とする。（※）

ウ 証人尋問は、委員長による尋問に続き、委員による補足の尋問を行う。

エ 証人は、発言に際し資料等を参照することはできない。

オ 証人は、委員長の許可を得て補佐人の口頭による助言を受ける

ことができる。

カ 補佐人は、証人に代わって発言することはできず、委員は、補佐人に対して質問等を行うことはできない。

※ 令和3年4月22日の委員会において、証人席は、委員長及び副委員長と傍聴席との間に、委員長及び副委員長に対面する形で設置する旨を決定した。

(3) 記録の提出

ア 関係人に記録の提出を請求する場合は、本特別委員会の決定により、議長に対し、関係人に提出請求書を送付するよう求める。

イ 提出請求書は、提出期限の1週間前までに、配達証明郵便により送付する。

ウ 提出請求を受けた者が提出を拒否する場合には、正当の理由の存否を本特別委員会において決定する。

第4 開催及び審査の状況

本件特別委員会の開催及び審査の状況は、次のとおりである。

回	日程	会議に付した事件	決定事項等
1	令和3年 3月11日	(1)正副委員長の互選 (2)調査の方法について (3)つかこし議員の資格決定の件	・ 正副委員長を選出 ・ 地自法100条1項の調査権の付与を議長に申し出ることを決定
2	令和3年 3月26日	(1)資格審査特別委員会の概要について (2)本特別委員会の運営について (3)事実関係の整理について (4)今後の調査について (5)次回の開催について	・ 運営方法を決定 ・ 後記第5記載の提出を求めた記録又は資料（以下「記録等」という。）2 (1)ア～クを塚越崇徳氏に、(2)を市川市長に、(3)を千葉地方法務局市川支局長に、地自法100条1項に基づき各々提出を求めることを決定

3	令和3年 4月22日	(1)つかこし議員からの発言の申出 について (2)提出された記録の審査について (3)今後の調査について (4)次回の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・塚越崇徳氏に対し、証人として令和3年5月10日に出頭を求めることを決定 ・証人に対し、証言を求める事項を決定 ・証人尋問の方法を決定 ・記録等のうち、2(1)ケ～サを塚越崇徳氏に、(4)を松永修巳氏に地自法100条1項に基づき各々提出を求めることを決定
4	令和3年 5月10日	(1)提出された記録の確認について (2)つかこし議員からの発言の申出 について (3)証人尋問 ①証人尋問の方法及び留意事項 ②証人の補佐人について ③尋問 (4)今後の調査について (5)次回の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・証人尋問（塚越崇徳氏） ・記録等のうち、2(1)シを塚越崇徳氏に地自法100条1項に基づき提出を求めることを決定
5	令和3年 5月21日	(1)提出された記録の確認について (2)発言の申出について (3)提出された記録の返還について (4)今後の調査の進め方について (5)次回の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局において興信所、弁護士への調査の委任が可能かを検討し、委任ができない場合は、正副委員長が現地を確認することとした。
6	令和3年 6月16日	(1)前回の本特別委員会での協議事項に係る調査結果について (2)今後の調査について (3)閉会中継続審査について	<ul style="list-style-type: none"> ・副委員長より、令和3年5月28日に三郷市住居、宮久保実家及び宮久保新居付近にて正副委員長により行われた現地確認の概要が報告された。

7	令和3年 6月18日	・弁護士への調査委任について	・村越進弁護士に調査を委任することを決定
8	令和3年 9月8日	(1)村越進弁護士との契約の締結について (2)追加資料の提出について (3)本特別委員会の調査経費の追加について (4)閉会中継続審査について	・村越進弁護士に地自法100条の2に基づく専門的事項に係る調査を委任することについて、議長に申し出ることを決定 ・調査経費の追加（200万円）を議長に申し出ることを決定
9	令和3年 12月10日	(1)調査報告書について (2)次回の開催について (3)閉会中継続審査について	・村越進弁護士から調査報告書が提出されたことを報告
10	令和3年 12月22日	(1)今後の審査の進め方について (2)次回の開催について	・証人尋問を行うことを決定
11	令和4年 1月17日	(1)委員外議員の出席について (2)証人の出頭要求について (3)つかこし議員からの申出について	・松永修巳議員及び中山幸紀議員に対し、委員外議員として令和4年3月14日に出席を求めることを決定 ・父、母、妻、宮久保実家及び宮久保新居の近隣に在住するA氏、B氏及びC氏に対し、証人として同日に出頭を求めることを決定
12	令和4年 2月24日	(1)証人尋問の進め方について (2)次回の開催について (3)閉会中継続審査について	・4月に採決を行うことを決定

13	令和4年 3月14日	(1)つかこし議員から提出された記録について (2)委員外議員からの意見聴取 (3)証人尋問 ア. 証人尋問の方法及び留意事項 イ. 証人の補佐人について ウ. 尋問 (4)各委員からの意見の陳述 (5)次回の開催について	・委員外議員からの意見聴取 (松永修巳議員、中山幸紀議員) ・証人尋問 (妻、父、母、宮久保実家及び宮久保新居の近隣に在住するA氏、B氏及びC氏)
14	令和4年 4月11日	(1)つかこし議員の資格決定の件 ア. つかこし議員からの一身上の弁明の申出について イ. 討論 ウ. 採決 (2)その他 ア. 記録等の返還について イ. 会議録の公表について	・つかこし議員の議員資格について、多数をもって有しないことを決定 ・会議記録は市議会ホームページにおいて公表せず、公文書公開請求がなされた場合に個人情報等の非公開情報を除き公開する取扱いとするよう議長に申し入れる旨を決定
15	令和4年 6月6日	(1)資格決定書案について	・資格決定書案を決定

第5 提出された記録等

本特別委員会に提出された記録等は、次のとおりである。

1 資格決定要求書に添付された資料

- (1) 宮久保実家を使用場所とし、使用期間を平成30年7月5日から令和2年11月7日までとする父宛の水道料金等納入証明書の写し
- (2) 宮久保実家を使用場所とし、使用期間を平成30年7月1日から

令和2年11月7日までとする父宛の水道料金等納入証明書（上記(1)の証明書とは「お客様番号」が異なるもの）の写し

(3) 父を契約者とし、宮久保実家を使用場所とし、電気検針日を平成30年1月19日から令和2年12月16日までとする電気料金の支払い証明書の写し

(4) 父を契約者とし、宮久保実家を使用場所とし、電気検針日を平成30年1月19日から令和2年12月16日までとする電気料金の支払い証明書（上記(3)の証明書とは「地点特定番号」が異なるもの）の写し

(5) 塚越崇徳氏が平成30年6月17日から令和2年12月31日までの間に利用したインターネットショッピングの履歴（商品の送付先を宮久保実家、市川市宮久保に所在するつかこし議員の事務所又は三郷市住居のいずれかとするもの）の写し

(6) 塚越崇徳氏を6班の理事とする令和2年度宮久保3丁目北町会理事名簿

2 地自法第100条第1項の規定により提出を求めた記録

(1) つかこし議員が提出した記録

ア 父を契約者とし、宮久保実家を使用場所とし、ガス検針日を平成31年8月8日から令和3年1月12日までとするガス料金の支払証明書の写し

イ 父を契約者とし、宮久保実家を使用場所とし、ガス検針日を平成30年1月12日から令和3年1月12日までとするガス料金の支払証明書（上記アの証明書とは「お客さま番号」が異なるもの）の写し

ウ 塚越崇徳氏を契約者とし、三郷市住居を使用場所とし、使用月を令和2年4月から令和3年2月までとする電気料金等支払証明書の写し

エ 妻を使用者とし、三郷市住居を使用場所とし、使用期間を平成

29年4月10日から令和3年2月6日までとする水道料金納入
済証明書の写し

オ つかこし議員が、三郷市住居から宮久保新居へ転居した際に支
払った転居費用に係る携帯端末による電子決済履歴の写し

カ 宮久保実家の平面図、グーグルストリートビューの画像及び離
れの室内写真

キ つかこし議員が使用する自家用車の使用状況を確認することが
できる書類

① 平成30年12月から令和3年1月までのクレジットカード
(つかこし議員がガソリン給油時に使用しているとするクレジ
ットカード)の振替記録の写し

② 令和2年1月から令和3年3月までのガソリンの給油状況が
確認できるクレジットカードの利用代金請求書の写し

③ 平成30年12月から令和3年3月までのETCカード利用
代金の領収書の写し

ク つかこし議員が、令和2年8月から令和3年2月までに携帯端
末により電子決済を行った日付及び場所が確認できる書類

ケ 父を契約者とし、宮久保実家を使用場所とし、ガス検針日を
平成28年1月12日から平成30年1月12日までとするガス
料金の支払証明書の写し

コ 父を契約者とし、宮久保実家を使用場所とし、電気検針日を
平成29年5月22日から同年12月19日までとする電気料金
の支払い証明書の写し

サ 宮久保実家を使用場所とし、使用期間を平成28年10月4日
から平成30年8月21日までとする父宛の水道料金等納入証明
書の写し

シ つかこし議員が所有する自家用車2台の車検証の写し

(2) 市川市長が提出した記録

- ア 塚越崇徳氏の住民票の写し（世帯全員）
- イ 塚越崇徳氏の戸籍の附票（謄本）
- ウ 塚越崇徳氏の住宅借入金等特別控除申告書の写し
- (3) 千葉地方法務局市川支局長が提出した記録
三郷市住居の土地及び建物登記に係る登記事項証明書
- (4) 松永修巳氏が提出した記録
令和3年2月5日に、松永氏が、中山幸紀議員及び川島智議会事務局長（当時）の同席のもと、つかこし議員に対し居住の実態について行った聞き取りの記録
- 3 つかこし議員が任意で提出した資料
 - (1) 日用雑貨等の購入に係る領収書及びレシート
 - (2) 市川市中央倫理法人会のモーニングセミナー出欠表
 - (3) その他、本特別委員会の審査に資すると思われる資料
 - ア 共済加入証書 2通
 - イ 国民健康保険税納付書兼領収証書の写し 2期分
 - ウ 病院領収証の写し 4枚
 - エ ネット印刷ラクスルへの注文履歴 16枚
 - オ 請求書 2枚
 - カ 楽天のお買い上げ明細書 1枚
 - キ 市川市清掃公社からの支給明細書 5枚
 - ク 地域ボランティアイベント出欠確認用返信ハガキ 14枚
 - ケ 宮久保実家への郵便物 19部
 - コ 宮久保塚越崇徳後援会事務所への郵便物等 8部
 - タ 宮久保高齢者クラブきずな会の集合写真 2枚
 - チ メモ、手紙、資料等 12部
 - ツ 登記完了証の写し（2番登記名義人住所変更、三郷市住居土地、建物）
 - テ 令和3年度分三郷市固定資産税、都市計画税納税通知書・領収

証書の写し

ト 埼玉りそな銀行松原支店、届出事項の変更お客さま控え写し

ナ つかこし議員が所有する自家用車（2台）の計器盤の写真

ニ 年賀状 1枚

(4) つかこし議員代理人弁護士森田雅也氏及び同復代理人三本章氏から提出された資料

ア 令和3年4月20日付意見書

イ 令和3年6月9日付意見書2

4 調査の委任を受けた弁護士が収集した資料

なお、当該委任の概要については、第9に記載のとおり。

(1) 宮久保新居の不動産登記情報

(2) つかこし議員代理人弁護士からの回答書

(3) 公益財団法人市川市清掃公社総務課総務係担当からの回答書

(4) 宮久保実家の母屋及び離れの、ガス検針日を2021年1月から同年10月までとするガスの使用状況が記載された京葉瓦斯株式会社からの回答書

(5) 宮久保高齢者クラブきずな会代表からの回答書

(6) 宮久保台自治会代表からの回答書

(7) 宮久保駐車場賃貸人からの回答書

(8) 宮久保クリーニング店元経営者からの回答書

第6 証人尋問

本特別委員会において、本件の関係者から証言を得る必要があると認め、地自法第100条第1項の規定により、塚越崇徳氏、妻、父、母並びに宮久保実家及び宮久保新居の近隣に在住するA氏、B氏及びC氏に対し、証人尋問を行った。その概要は、次のとおりである。なお、これらの証人には、全て補佐人として三本章弁護士が同席した。

1 塚越 崇徳氏（令和3年5月10日実施）

塚越崇徳氏に対する尋問事項及び主な証言は、次のとおりである。

(1) 宮久保新居における生活状況等について

ア 宮久保新居を購入したのは令和2年12月頃で、同月下旬頃から段階的に生活を始めた。その当時、子どもは三郷市の幼稚園に通わせていた。

イ 慌てて住居を買ったわけではない。当初から市川市で一緒に住みたい気持ちは変わらず、子どもが増え、実家近くに家を購入できる縁があり、ローンも組めた状況で、たまたま私の居住について騒がれるようになった時期が重なった。

ウ 私の政治活動の本拠地として宮久保実家を公開しているので、郵便物の宛先の一部は実家のままである。

(2) 宮久保実家における生活状況等について

ア 平成30年2月に、父の介護のため自分だけ宮久保実家に転居した。また、父の介護を行う中で市川市から通勤を繰り返す生活実態に基づいて住民票を異動した。

イ 介護サービスは使用せず、母と自分で父をフォローした。

父の介護が必要なときに本件選挙のための選挙運動を行ったが、父は私に対して問題がないように振舞っていた。また、選挙期間中、父に手伝ってもらったこともあった。

ウ 宮久保実家の水道光熱費の契約が全て父名義となっているのは、土地・建物の所有者は父で、世帯主も父であるからである。水道使用量が少ないという認識はなかったが、当時は仕事や選挙活動等で家を空けることも多く、自分があまり家にいなかった。ガスや水道の使用量がゼロの月があるのは、入浴は主に母屋で済ませ、三郷市住居で済ませることもあり、また、トイレを外出先で済ませることが多かったからである。

エ プライベートの時間にパソコン作業をすること、父の病状が落ち着いてきたことから、母屋から離れに移った。

オ 三郷市新居に戻るときには、子どもを風呂に入れたり買い物の手伝いをしたり妊娠中の妻のケアをしたりした。戻る頻度としては、平成30年2月は週1回から2回程度、平成31年は週1回程度、コロナ禍においては週1回以上あった。

カ 令和3年1月頃から私の居住についてインターネット上の告発や誹謗中傷があり、看板を傷つけられる状況などもあって、宮久保新居の住所を公開するのは得策ではないと考え、現在は宮久保実家を自分の住所として公開している。

(3) 三郷市住居における生活状況等について

ア 次男の通院の頻度は、手術後は月数回、1歳になった頃は月1回程度、成長するに従って徐々に間隔は広がった。通院の送迎は、私か妻が中心に行っていたが、私が市川市に戻ってからは、妻が行うことが多くなった。妻の親の協力を仰ぐことも非常に多かった。

イ 宮久保新居に転居した後も水道光熱費が計上されているのは、給湯器のシステムが一度動き始めると電気を止められず、引き続き電気等を契約しているからである。

ウ 三郷市住居は、賃貸物件として貸出しをしている。引き続き、それまでの住宅ローンを継続している。

(4) 上記(1)から(3)までの住所間における行き来の状況等について

ア 宮久保実家から三郷市住居へ通った頻度は週1回程度、宿泊の頻度は月数回だった。その理由としては、市議会議員をしているので市川市に足場を置いて活動したいと考えたからである。

イ 軽自動車は、私が三郷市に戻るときと市川市内で使用した。バイクは、私が三郷市に戻るときや次男の病院に行くときに使用した。市川市と三郷市の往復は、外環道から土手沿いの道に出るルートを使うことが多かった。普通自動車は、妻が三郷市で生活のために使用していた。

ウ 給油量が多かったとは思わない。私と妻の動線上で流山市の給油所が価格も安かったので、流山市の給油所が一番多かった。三郷市では妻が給油し、市川市では私が給油することが多かった。

エ ETCカードは普通自動車と軽自動車とで共有していた。利用頻度は少なく、令和2年11月18日以降利用していない。

(5) その他審査のため必要な事項

ア 住宅ローンについて、銀行への住所変更の手続きは失念していた。市川税務署には届出をした。

イ 宮久保実家では、下着の洗濯は母が行い、ワイシャツやスーツについては地元のクリーニング店を利用した。

ウ 提出したレシート等のうち、駐車場の領収書、勤務先の給与明細、地域ボランティアの返信用はがきが重要である。

2 妻（令和4年3月14日実施）

妻に対する尋問事項及び主な証言は、次のとおりである。

(1) つかこし議員が市川市で生活するに至った経緯について父の体調不良がきっかけである。

(2) つかこし議員が市川市で生活することとなった際、つかこし議員とはどのような意見を交わしたのか。

夫婦で話し合った。本件選挙に立候補することには、最初は反対したが、話し合って納得した。子どもの幼稚園の送迎などは、全て私一人で行った。

(3) なぜつかこし議員と同居しなかったのか。

次男に持病があり、土地勘のない場所で子育てをすることに不安があったので、私のわがままでつかこし議員だけ市川市に行くことになった。子どものお遊戯会や運動会の日には用事が入っていないときには、つかこし議員も一緒に参加することはあった。

(4) 三郷市住居があったにもかかわらず宮久保新居を購入し、移転した理由は。

以前から市川市で家を探していたところ、次男の持病が安定し、長男の入学のタイミングでもあったことから購入した。宮久保実家での2世帯同居という話もあったが、子どもが多いので、宮久保実家近くで家を買うのが良いという話でまとまった。

3 父（令和4年3月14日実施）

父に対する尋問事項及び主な証言は、次のとおりである。

- (1) 平成29年2月頃、つかこし議員が宮久保実家に住むようになった理由は何か。

私の体調の悪化である。夫婦の片方だけが来ることには反対したが、ありがたい気持ちもあり、了解した。

- (2) 具体的に、どのようなサポートが必要であったのか。

歩行が困難であったので、息子（つかこし議員）の力を借りた。介護認定は取らず、介護サービスは全く考えなかった。

- (3) つかこし議員が本件選挙に立候補することについて。

介護離職する人の力になりたいと聞いて了解した。本件選挙の際には、事務所での軽作業や来客への挨拶を行った。

4 母（令和4年3月14日実施）

母に対する尋問事項及び主な証言は、次のとおりである。

- (1) 平成29年2月頃、つかこし議員が宮久保実家に住むようになった理由は何か。

夫（父）の体調が悪化したためである。

- (2) 夫へのサポートはどのようなものであったか。

夫（父）には脳幹梗塞の再発による手足の痺れ等があったので、階段の上り下りや病院への送迎を手伝ってもらった。

- (3) つかこし議員が、次男が難病を抱えているにもかかわらず、父の介護のため市川市に単身で転居してきたことについて。

ベストではないがベターな選択だったと思う。次男の手術や検査入院のときには、つかこし議員は関わっていたと思う。また、嫁（妻）

の実家から多大な援助をいただいた。嫁の立場で、姑を頼るよりは自分の親を頼った方が楽で安心なこともある。また、いずれは家族そろって市川市に来る計画であった。

- (4) 母の「うちの息子は、今は市川市に住んでいないですよ。三郷に住んでいます。当選したら引っ越そうと思っています」との発言を聞いた者がいる。このことを説明できるか。

そのような発言をしたことはない。

5 A氏（令和4年3月14日実施）

A氏に対する尋問事項及び主な証言は、次のとおりである。

- (1) つかこし議員との関係は。

つかこし議員の後援会の会長である。

- (2) つかこし議員が、早朝の行事以外の時間をどこでどのように過ごしていたか、どこで寝泊まりしていたか知っているか。

家族が三郷市にいて次男が病気を持っているなどの事情は知らなかったが、後援会の会長を引き受けるに当たってそういう話を聞いた。宮久保と三郷市を通っていたかどうかは分からない。また、つかこし議員は、宮久保実家には本件選挙前の平成18年（※）10月頃からいて、そこを拠点として活動していたと認識している。

- (3) 地域の活動について

平成17年（※）頃から、自治会の夏祭りや秋祭りに準備の段階から参加していた。頻繁に帰ってきているという認識である。ほかに、朝のラジオ体操と清掃活動が週2回から3回、宮久保3丁目のパトロールを週2回ぐらい、行っているのを見た。

※ それぞれ、平成30年、平成29年の意と思われる。

6 B氏（令和4年3月14日実施）

B氏に対する尋問事項及び主な証言は、次のとおりである。

- (1) つかこし議員との関係は。

宮久保実家の道路を挟んだ真ん前に住んでおり、同じ町会で、朝、

しょっちゅう会っている関係である。

- (2) つかこし議員は、週何日程度実家に宿泊したか知っているか。

たまに会うだけなので、三郷市の件は知らなかった。父の介護のため宮久保実家に泊まるようになったことなどは、分からない。

7 C氏（令和4年3月14日実施）

C氏に対する尋問事項及び主な証言は、次のとおりである。

- (1) つかこし議員との関係は。

宮久保3丁目の町会長をしており、何年も一緒に自治会活動に取り組んでいる。

- (2) つかこし議員が、自治会活動以外の時間をどこでどのように過ごしていたか、どこで寝泊まりしていたか知っているか。

宮久保新居に移る前は宮久保実家に住んでいたと記憶している。つかこし議員からは、子どもが通院の関係で三郷市に住んでいると聞いたが、父の体調が悪くて介護が必要な状態になっていることは知らなかった。本件選挙のために宮久保実家に住んでいるのかと思っていた。市川市と三郷市を通っていたことは分からないし、離れに住んでいたことは、先ほど初めて聞いた。

第7 委員外議員の発言

本特別委員会において、委員外議員の発言の申出を許可し、また、委員外議員から証言を得る必要があると認め、市川市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第116条の規定により委員外議員の発言を聴取した。その概要は、次のとおりである。

1 つかこし議員

- (1) 令和3年4月22日の発言

本特別委員会の決定により、つかこし議員の発言を許可した。その概要は次のとおりである。

ア 宮久保実家の水道光熱費の契約に係る支払明細書の名義は、家

屋の所有者であり世帯主でもある父となっている。また、これらの明細書が各2通あるのは、同じ住所に家屋が2軒あるからである。いずれも使用量の多いほうが母屋、少ないほうが離れである。

イ 平成30年2月には、母屋にて両親と3人で暮らしていたが、同年6月に離れの水道を開栓し、同年12月下旬頃から離れで就寝するようになった。なお、入浴や食事は引き続き母屋で行った。令和元年8月には、シャワーを使うため離れのガスを開栓した。このような理由から、水道とガスの使用量は、母屋が多く、離れが少なくなっている。

母屋と離れの使用量の合算と3人世帯の平均使用量を比較すると、水道については平均使用水量の誤差範囲内であり、ガスについては、平均使用量を大きく超えており、電気については、平均使用量の誤差の範囲内である。また、離れの電気量については、本件選挙の3か月前から増加している。

ウ 以上のとおり、私が市川市宮久保にて本件選挙の3か月以上前から継続して居住していることは明らかである。

(2) 令和3年5月21日の発言

つかこし議員から、同日に提出した資料について説明したいとの申出があったことから、本特別委員会の決定により発言を許可した。その概要は次のとおりである。

ア 私の三郷市住居の税の申告及びローンの手続きについては、三郷市の納税通知書の所有者住所が市川市宮久保となっている。私は、市川市に在住し、税に関する申告を適切に行っている。

イ 住宅借入金等特別控除申告書の所有者欄、住所欄、世帯主及び続柄欄からは、家屋は私が所有し、家族が住んでいることを市川税務署に対して申告したことがお分かりいただける。なお、一緒に暮らしていないのに住宅借入金等特別控除を受けることについて市川税務署へ確認したところ、申告は適切であって、私のようなケース

は珍しくないとのことであった。

ウ 金融機関に問合せを行ったところ、ローンについて問題はなかった。なお、金融機関には、新たな住宅ローンを申し込んでいることを報告して住所変更の手続きを行った。

本特別委員会の証人尋問では、委員、報道関係者、傍聴人に私の税やローンに対する申告が適切でないような印象を与えたかもしれないが、そのような事実はなかった。

エ ETCの利用履歴については、市川市内や近郊を起点に利用したものが多く、市川市に居住していることを示す記録である。

オ 母屋における電気、ガス、水道の使用量は、私が居住する前と後で増えており、私が市川市に居住していたことが分かる。なお、使用量の変動が少ないことは、政治活動等のため家で過ごす時間が少なかったことが理由である。

カ 私が市川市に居住していたとの証拠が多く存在しているのに対し、居住していないという証拠はネット上の書き込み以外何ら存在しない。私は、本特別委員会に約350件もの記録を提出したが、他市の事例と比較しても多い。市川市役所で指摘された疑義については、思い込み以外に根拠はない。家族が市外に生活していた理由も、妻の妊娠及び次男の通院という事情であることは何ら根拠にならない。

キ 私のみが記録の提出の要求や調査を受けるのであれば、本特別委員会は偏った審査を行っていることになる。インターネット上の不正告発についても実態解明を望む。

ク 私の個人情報を手紙やインターネットでさらされている。この事実を解明することは、一方的な告発の対象となる可能性もある市川市民にも有益である。不正告發文などについても、公正中立の立場で調査、審査をお願いする。

ケ 地自法第127条第1項の失職規定が改正された当時の大臣答

弁によると、被選挙権の有無については抑制的に行うことが求められている。本件では、私が市川市に住所を有していなかったことの立証は、本特別委員会を通じて議会によって確立しているかという点で判断すべきである。不正告発文などについても、公正中立の立場からの調査及び審査を強く希望する。

2 松永修巳議員

松永修巳議員は、令和3年2月5日に、つかこし議員に対し居住実態の疑義に関するヒアリングを実施し、その記録を本特別委員会に提出していることから、令和4年3月14日の本特別委員会に出席を求め、意見を聴いた。

- (1) ヒアリングに際しては、新聞をどこで取っているのかを一番心配したが、はっきりとした答えがなかった。つかみどころのない会話が続き、その内容を解釈するのに非常に苦慮した。
- (2) 4人の子どもが三郷市の幼稚園に通っているにもかかわらず、自分は市川市に住むという家族の在り方と、市川市宮久保に住んだのは親の介護のためであったというが、別の建物に住むのでは何の意味があるのかということに疑義を感じた。一般的な社会常識から考えて理解できず、つかこし議員の言うことが信頼できるかは、甚だ疑問である。

3 中山幸紀議員

中山幸紀議員は、つかこし議員が資格決定要求書を提出した当時、つかこし議員が所属した会派「自由民主党」の代表であったことから、令和4年3月14日の本特別委員会に出席を求め、意見を聴いた。

- (1) 会派で視察に行った際、つかこし議員に私の家まで車で朝5時に迎えに来てくれという話をしたが、市川市宮久保から私の家まで車で5分の距離であるにもかかわらず、4時半に着いてしまい、5時まで車の中で待ってもらったことがあった。このときから、つかこし議員はどこに住んでいるのだろうかと思っていた。

- (2) 令和2年12月頃、つかこし議員が三郷市に住んでいるという話があったので、事情を聴くため、つかこし議員に朝8時45分に会派の控室に来るよう求めたところ、遅刻して9時頃にやってきた。つかこし議員は、倫理法人会に行ってきたと説明したが、倫理法人会は7時には終わってしまう。こうした出来事から、つかこし議員の言うことには信憑性がないと思うようになった。
- (3) 令和3年2月5日、当時の松永修巳議長がつかこし議員に対して行ったヒアリングに同席した。その際につかこし議員が持ってきた資料は、電気、ガス、水道の書類が全て父親の名前であるなど、全く問題にならないものばかりであって、何一つ納得させられるような資料がなかった。
- (4) つかこし議員の居住実態には疑念があり、自由民主党の全国の同僚議員に迷惑がかかるので、つかこし議員には、自由民主党から外れて欲しい、会派からも外れて欲しいと申し伝えた。

第8 被要求議員による一身上の弁明

つかこし議員から一身上の弁明の申出を受け、本会議においては令和3年3月11日の決定により、また、本特別委員会においては令和4年4月11日の決定により、それぞれ当該決定の日につかこし議員の一身上の弁明を行った。その概要は次のとおりである。

1 令和3年3月11日の本会議における一身上の弁明

- (1) 居住実態の疑義が生じた要因の1つ目は、私が所有する家屋が市外にあること、2つ目は、家族は私と同居せずこの市外の家屋で生活していることである。しかし、私は市川市で生活している。
- (2) 結婚を機に埼玉県三郷市に移住し、平成29年3月、妻の実家から支援を受けやすい同市に家屋を購入した。
- (3) 平成29年末頃、父親が体調を崩したため、私が市川市に戻る頻度が多くなった。父から将来的に実家を継いで欲しいと要望があっ

たが、一緒に生活するには至らなかった。その理由の1つは、次男の持病である。次男には指定難病とされる持病があり、定期的な検診は今も欠かせない。次男を受け入れることができる病院を市川市内で探したが、重篤化したときに診るのは厳しいという回答だったので、埼玉県三郷市から離れられなかった。

(4) 平成30年1月頃、父の体調不良、次男の持病、妻の妊娠等の状況を踏まえ、私は市川市で両親と同居して父の介護を手伝い、家族は埼玉県三郷市で妻の実家の支援を受けながら生活することに決めた。

(5) 仕事をしながら父の介護をすること、次男に持病があり市川市で家族と生活できないことなどの経験から、政治ならこのような状況を少しでも変えることができるのではないかと考え、政治家としての道を志した。平成30年2月頃から私の住民票と生活実態を段階的に市川市に移し、立候補の要件となる平成31年1月から現在までは、週1回程度は埼玉県三郷市で、それ以外は市川市で生活した。

(6) 昨年は、第4子が生まれる際、コロナ禍のため出産に立ち会えるのが私のみであったことから、私が通院等の手伝いをする頻度が増え、週1回以上市川市を離れることとなった。なお、次男は成長して免疫力が向上し、市川市内で家族と暮らしている。4月から、長男は宮久保小学校、次男は宮久保幼稚園に通園する。

(7) 居住実態については、どのような要望にも応じて身の潔白を証明していく。また、マスメディアの協力も得ながら議員、市民に理解いただけるよう、誠心誠意、説明責任を果たす。

2 令和4年4月11日の本特別委員会における一身上の弁明

(1) 私は、生活の本拠とする主観的意思を持って市川市で生活していた。

(2) (調査の委任を受けた) 弁護士の報告書では、「調査対象者の住所要件は充足されており、調査対象者の被選挙権または貴議会議員と

しての地位が否定され得ないものとする」とされ、また、市川市外で居住していたとの客観的な証拠は何ら示されていない。この状況で被選挙権を否定すると決定された場合には、審査請求の提起、裁判所への提訴もいとわない。

- (3) 地自法第127条第1項の失職規定が改正された当時の大臣答弁によると、被選挙権の有無については抑制的に行うことが求められている。本件では、私が市川市に住所を有していなかったことは、本特別委員会を通じて議会によって確立しているかという点で判断すべきである。
- (4) 昭和27年2月11日の行政実例では、「選挙権の要件たる住所は、住居の客観的事実及び生活の本拠とする旨の本人の主観的意思により決定すべきものであって、病気療養のため他市町村に滞在する事実のみではただちに住所移転したことにはならないから、滞在期間のいかんにより選挙権を失うものではないと解する。」とされている。
- (5) 私が市外に滞在せざるを得ない理由が妻の妊娠と次男の持病であること、大臣答弁、行政実例、これまでに提出した資料、弁護士の報告書と合わせて審議すれば、私が市川市宮久保に本件選挙の3か月以上前から住所を要していたことは明らかであり、市川市議会議員としての資格は満たされている。

第9 調査を委任した弁護士の報告書

つかこし議員の被選挙権の有無を調査するため、村越進弁護士に調査を委任し、同弁護士から調査結果に係る報告書を受領した。その概要は、次のとおりである。

1 委任契約

市川市より弁護士村越進（新千代田総合法律事務所代表）に対し、令和3年8月5日付で市川市議会議員塚越崇徳の被選挙権の有無に関する調査を委任するもの。

2 調査期間

本市議会における塚越崇徳の被選挙権の有無に関する調査が終了するまでの間

3 報告書の概要

(1) 調査事項 塚越崇徳議員の被選挙権の有無（本件選挙執行3か月前である平成31年1月21日から宮久保新居に転居した令和3年1月頃まで）

(2) 調査期間 令和3年8月末～同年11月末

(3) 調査資料 本市議会が提供した資料、弁護士が追加入手した資料及び医療資料

(4) 留意事項

ア 調査結果以外に被選挙権の有無に影響を与える事由が存在しないことを保証するものではない。

イ 弁護士が収集した資料は第三者の任意の協力により提出されたものであって、その範囲には限界がある。

ウ 調査資料には全て真実性があることを前提としている。

エ 本報告書には調査対象者以外の者の個人情報が含まれているので取扱いに留意する必要がある。

(5) 疑念に係る事情の評価

ア 三郷市に生活実態があるとする住民の情報提供について
具体的な記載に乏しく、これを根拠として事実認定を行うことは困難である。ただし、地域住民の証言を得ることができれば、それは証拠となり得る

イ 調査対象者の主張について

疑義を持ち得る具体的な証拠は存在しない。ただし、両親の生活状況等について、両親及び妻からの聴取を検討すべき。

ウ 収集した証拠の評価について

① 市川市清掃公社による住所認定（平成30年2月20日をも

って自宅を三郷市住居から宮久保実家としたこと)

重要な参考事実と位置付けるべき。

② 日常生活に関する資料

- ・ ライフライン関係

宮久保実家での生活実態を裏付ける内容となっている。

- ・ 宿泊の頻度

神社での清掃、ラジオ体操への参加等の事情からは、おおむね週の半分以上宮久保実家で就寝していた可能性が高く、生活の本拠が宮久保実家であったと判断される可能性が高い。

- ・ その他の事情（郵便物等の送付先、車両の使用状況等）

宮久保実家を生活の本拠としていたことがうかがわれる。

- ・ 地域での活動状況等（防犯パトロールへの参加、自治会理事への就任等）

補充的な要素として考慮される可能性がある。

(6) 調査結果のまとめ

高頻度での宮久保実家での寝起きが推定される一方、住所要件を否定する根拠となり得る証拠が現時点では存在せず、被選挙権又は議員としての地位は否定され得ない。

もつとも、未確認部分等があるため、それらの結果を踏まえて最終的な判断を行うことを検討すべきである。

今後の検討事項等としては、次のものが挙げられる。

ア 両親からの聴取

イ 妻からの聴取

ウ 調査対象者のより精緻な行動調査の実施

エ 情報提供者からの聴取、地域住民の認識調査の実施

オ 市川市清掃公社への資料提供の要請及び聴取

カ 宮久保実家近隣のクリーニング店の利用頻度の確認

キ 車両の使用状況、走行距離等に関する資料の確認

第10 審査の過程で述べられた意見

審査の過程で述べられた主な意見の概要は、次のとおりである。

1 つかこし議員は議員の資格を有しないとする立場より

- (1) 妻は、子育てが非常に厳しい家庭状況にあつてつかこし議員が市川市に転居し、本件選挙に立候補し、市議会議員として働くことに反対だったという。このような中で市議会議員の活動が十分できるのかという疑問が拭えない。
- (2) 父は、介護保険の認定もサービスを受けたこともなく、近所の方（※）は、介護が必要なほど具合が悪かったことは知らなかったとか、本件選挙の際に選挙事務所で事務作業を行っていたと証言している。父の具合が悪かった点について、納得できる説明はなかった。
※ C氏のことと思われる。
- (3) 父、母及び妻から、つかこし議員が宮久保実家に居住し、必要に応じて三郷市住居に通ったことに関する証言が十分にはなされなかった。三郷市に通っていたことの証明はされていない。
- (4) つかこし議員が子どもの世話や家庭よりも父の世話を重点を置いたことについて、母から、嫁は自分の母親に手伝ってもらえば良い、その方が幸せだという証言があり、非常に違和感を覚えた。父の世話を優先させたことについて、納得のいく説明が全くなかった。
- (5) 母は、証言の中で、住民票を置いておけば問題はないのではないかと述べていた。住民票の体裁が整っていれば大きな問題にならないと考えて、つかこし議員を市議会議員にする計画が進んだのではないか。生活の本拠を市川市宮久保において、必要に応じて三郷市に行ったということに全く納得がいかない。
- (6) 以上の点を総合的に勘案すると、つかこし議員の主張には無理があり、議員の資格がなかったと考えざるを得ない。

2 つかこし議員は議員の資格を有するとする立場より

- (1) 電気、ガス、水道の使用状況について、つかこし議員が父の入院

により宮久保実家と三郷市住居との行き来が多くなった平成29年9月、宮久保実家に住民票を異動した平成30年2月20日、離れの水道を開栓した同年6月の節目に着目して検証する。

ア 電気の使用量については、宮久保実家全体に関しては平成29年から令和2年にかけて増加し、離れに関しては平成30年6月以降増加しており、つかこし議員が宮久保実家で生活を開始したことによる増加と見て取れる。

イ ガスの使用量については、平成29年から平成31年にかけて年々増加し、令和元年8月に離れのガスを開栓したことによる使用実績も確認でき、つかこし議員が宮久保実家で生活を開始したことによる増加と見て取れる。

ウ 上水道の使用量については、平成29年から平成31年にかけて年々増加し、令和元年6月に離れの水道の利用を開始したことによる使用実績も確認でき、つかこし議員が宮久保実家で生活を開始したことによる増加と見て取れる。

(2) 父、母及び妻の証言から、介護と育児を同時に担うダブルケアに直面する中で、夫婦間、家族間で何度も話し合いながらでき得ることを協力しながらしていたことが明らかとなった。一般的な感覚で疑義が生じるとの意見もあるが、家庭の有様はそれぞれなので、常識論だけで推し進めることには疑問を感じる。

(3) 弁護士の見解から、家族と別住所での生活実態について、生活の本拠と認めた判例が触れられており、重要である。

(4) 以上の見解から、つかこし議員の実家での生活実態を否定することができず、つかこし議員は議員の資格を有すると考える。

3 つかこし議員は議員の資格を有しないと見る立場より

(1) 主な論点については、次のとおりである。

ア 父、母及び妻の証言から、実家での介護が必要な状況は推察できなかった。つかこし議員の兄弟と介護の相談をしていないこと

も不自然であり、また、近隣の方（※）の証言からも父の介護が必要な状況が確認出来なかった。

※ A氏、同B氏及び同C氏のことと思われる。

イ 証人尋問において、近隣の方から、つかこし議員が宮久保に転居したのは本件選挙のためであると思ったとの証言があった。

ウ 母は、つかこし議員はほとんど市川市宮久保に住んでいたと証言しており、ある程度は三郷市にいたとするつかこし議員の証言と一致しない。

エ ラジオ体操、清掃活動、郵便物等の届け先、駐車場の契約場所では、居住の実態の証明にはならない。また、宮久保実家の水道光熱費の支払いを父がしていたことも不自然である。

- (2) つかこし議員がある程度は三郷市で過ごしていたことは確認できる。一方、領収書等によると、ガソリン代は一般的に見て明らかに多く、水道光熱費には不自然な数字が見られ、また、父の介護が必要だったという転居理由を裏付ける具体的な証拠は見られなかった。
- (3) つかこし議員は、病気の子どもがいる中で、生活と子育てを妻に任せ、緊急を要しない父の介護を優先して市川市宮久保に居住するとは考えづらい。
- (4) つかこし議員が市川市宮久保に居住していたという裏付けも居住していなかったという裏付けもないが、居住実態があったとは言えないのであって、つかこし議員は被選挙権を有しないと判断する。

第11 本会議における決定

以上の審査の結果を踏まえ、令和4年6月定例会6月10日の本会議において、つかこし議員が被選挙権を有しないことについて採決を行ったところ、出席議員数38人、有効投票37票中、賛成24票、反対13票となり、地自法第127条第1項所定の出席議員の3分の2に達せず、つかこし議員は被選挙権を有すると決定した。

以上